

平成18年度 第6回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラッセホール5F サンフラワー

平成18年11月16日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

公共事業等審査会（第6回）会議録

1 開 会

2 平成18年度第6回公共事業等審査会

(1) 事務局からの報告事項

1) 前回審査会からの追加説明（共通）

事務局

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成18年度第6回公共事業等審査会を開催させていただきます。

初めに、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

(配 付 資 料 確 認)

参考資料は、前回、公園事業の事後評価で、OHPで見にくかった分のコピーとか現状についてご質問がありましたことへのご報告ですので、説明を省かせていただきますが、ごらんいただけたら幸いです。

本日の審査会は、まず、前回、前々回の審査会におけるご質問についての追加説明をさせていただきます。その後、対象事業案件のうち5件、海岸事業、道路事業、ほ場整備事業、漁港漁村整備事業、河川事業について審査をお願いしたいと考えております。最後に、この秋のシリーズで審議いただいた10件全体についての審査結果の取りまとめをお願いしたいと思っております。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

急に冷え込んできたようで、きのう、おととい但馬の方へ行きましたら、みぞれのようなものが降ってきてびっくりしました。それでは進行係を務めますので、よろしくお願いいたします。

本日は、追加説明、そして審査をいただいて、最後に知事への答申文のご審議をいただきたいと思いますと考えております。遅くとも5時には終わりたいと思っておりますが、いろいろなご意見をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から追加説明、海岸事業から。

2) 海 岸

事務局

前々回にご審議賜りましたときに、一言で申し上げますと、社会経済情勢の変化を踏まえた津居山港海岸気比海岸の整備内容の変更について、もう少し詳しく説明すべきであると。すなわち、事業費が減っていることにつきまして、何がどう変わったのか、いつ事業内容を見直したのか、そういったことを時系列の変化を見ながら説明すべきである、そして最初の計画の大もととなります津居山港のコースタルリゾート構想が今どのように変化しているのか、あるいは利用者の要求がどう変わったのか、また事業を取り巻く社会経済情勢の変化、当初計画との差など、数字等を盛り込んで調書に上げるべきである、ということをご指摘いただきました。

A 3 横開きの表をつけておりますが、その表に時系列的に状況の変化をお示ししてございます。

前々回の説明でも簡単に触れさせていただいておりますが、この事業は、津居山港コースタルリゾートの開発計画を上位計画としております。この開発計画は、但馬海岸という近畿を代表します景勝地を控えた津居山港におきまして、恵まれた自然環境を生かした海洋性レクリエーション基地の整備を図り、背後地域を活性化することを目的に、当時の運輸省、兵庫県、豊岡市、そして地元住民から成る委員会を設立して検討してまいりました。この計画におきましては、気比地区を海洋性レクリエーションゾーンとして位置づけておりまして、豊かな自然と接しながらレクリエーション活動を通じたふれあいの場を創出することをテーマとしております。

このコースタルリゾート開発計画に基づいて、気比の浜地区におきまして、平成4年度から県は、海岸の環境整備に加え、海岸の侵食防止を目的として環境整備事業に着手いたしました。その後、平成6年に豊岡市が気比の浜海岸環境整備事業基本構想を策定いたしまして、この中では、護岸、遊歩道が海岸全体に計画されるとともに、海岸の背後には市が整備する施設としてサービス施設や休憩施設を4カ所計画しているところでございます。これらの計画や構想の進捗に当たりまして、的確に地元の意見を反映させることを目的に、2年前の平成4年10月には、豊岡市によります但馬ふれあいコースト推進協議会が設置され、必要に応じて協議会を開催し、地元の意見を聞き取ってきたということがございました。

そして、平成10年ごろには、環境に対する社会全体の意識や要請の高まりを背景に、

但馬ふれあいコースト推進協議会から、できるだけ自然を残した整備を基本的な整備方針とするべきという意見が出されました。この意見は、市の整備しますふれあいキャンプ場の基本構想である気比の浜ふれあいキャンプ場整備基本計画に反映されまして、人工的な整備の制限など、開発計画の整備方針が転換されております。

また、平成11年度に海岸法が改正されまして、これまでの海岸の防護だけでなく、利用、そして環境、この2つも目的に加えられております。また、改正海岸法に基づきまして策定された海岸保全基本計画におきましては、津居山港海岸において防護、環境の整備と保全、利用、それぞれについて整備目標が定められております。海岸保全基本計画の策定に当たりましては、住民や学識経験者の方々の意見を聞くことになっておりまして、その中で砂浜や松林の整備、遊歩道の整備を望む意見が出されました。こうした動きの中で、前回の事業評価の時点においては、これらの住民等からの意見を踏まえての事業内容変更をするまでの判断には至りませんでした。

平成16年には、豊岡市の方から、平成16年度をもって市が行う施設整備を完了させ、それ以降、当面施設整備は行わないという方針が示されました。そこで、その内容につきまして、県、市、地元で議論を深める必要がございましたが、この年の10月には台風23号で但馬地域においても甚大な浸水被害が発生しまして、その対応に忙殺され、本意ながら取り組みを中断せざるを得ない状況になりました。

そして、平成18年度に至りまして、潜堤等の外郭施設が概成しましたことから、今度は海岸の陸域部に係る詳細な検討を始めました。詳細な検討に当たりましては、今まで但馬ふれあいコースト推進協議会を通じてくみ上げてまいりました地元の方々の意見に加えまして、今年度に入ってからアンケートを通じて得られた周辺の住民の意見、これは気比地区よりもさらに広範囲の方の意見を聞いておりますが、また海水浴客等の海岸の利用者、こういった方々の意見を参考にしますとともに、国が策定しました海岸景観形成ガイドラインの趣旨にも留意したところでございます。

なお、住民の方々から出されました主な意見につきましては、表に記載しておりますとおりでございまして、できるだけ自然な形で整備して自然との共生を目指してほしい、また人工的な護岸は気比の浜には似合わないなどの意見が出されております。こうしたご意見等々を踏まえまして、県の部局で現計画案を原案として取りまとめて、今年度9月に地元と豊岡市、県の会議で合意したところでございます。

ちょっとはしょりましたが、これらが当事業の計画変更の経緯でございます。

事業費の変更内容でございますが、事業計画変更対比表をおつけしております。

ご覧いただきますとわかりますように、右に事業費の差額を示しております。一番大きいのは護岸でございます、約3億3,600万円減じております。これは、当初は階段護岸を想定しておりましたけれども、背後の景観と一体となる被覆石によります護岸の方針を変更しましたために、断面単価が約60万円から約25万円に低減されました。今スライドにお示しておりますのは、上の方が階段式護岸でございます。それをやめまして、下の方、石で覆って、その上をまた覆土する。もう一つは、これも上の階段護岸を、これは場所によって違うのですが、下の方の断面、すなわち自然のままの浜を残すという断面に変更いたしました。そして、護岸延長を全体で610mから260mに減じましたことから、事業費が大きく減少することになったということでございます。

なお、遊歩道でございますが、歩行に障害を持つ方でも海岸に容易に近づくことができますように、一定区間は遊歩道を残しております。

もう一つ大きいものが表の一番上の離岸堤でございますが、これは約1億3,000万円減じております。これは、特に断面を変えたとかということではございませんで、入札によります差金でありますとか、労務単価の下落、あるいは資材単価の下落によって減じたものでございます。

そして、人工海浜の養浜で1億1,800万円。これは、前回もご説明申し上げましたように、潜堤の整備によって思った以上に砂の堆積が生じてきたことから、養浜量を減らしたことになるものでございます。

それから、もう一つご指摘がございまして、もう少し自然現象を素直に解釈して記載すべきではないかということでした。冬季風浪が理由で砂浜がやせていくと申し上げましたが、冬季風浪は昔からあるだろうということで、侵食原因は冬季風浪だけではなくて、導流堤の設置などによって円山川からの土砂供給が減少したことが主な原因と推察されますので、評価調書の記述内容を赤文字で書いてありますように修正したところでございます。

また、先ほどA3の表で説明申し上げましたように、社会経済情勢の変化につきましても評価調書の記述を見直しまして、前々回の審査でのご指摘を踏まえて、自然環境の保全に対する社会全体からの意識、要請の高まりを前面に出して修正いたしました。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの追加説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

港湾 - 2 の事業費、単位は何ですか。

事務局

申しわけございません。抜けておりました。千円でございます。

委員

事業計画の変更の中で、人工海浜というのは、ある程度年数を見込んで、何年ぐらいで補給し直すというような消耗品的なというか、ランニングコスト的な話なのでしょうか。あるいは、ほかの施設と同様にイニシャルコスト的にとらえられているのでしょうか。潜堤を設置することによってやせ方が少なくなることを見込んでというお話でしたので、何年あたりにどれぐらいなくなるというような見積もりでお考えになっているのか、ランニングコスト的な取り扱いなのかどうか。

それと、これは投入する場所によって単価が変わるのかもわかりませんが、必ずしも立米当たりの事業費が比例していないというか、現計画と再評価時点で一致していないように見えますので、そのあたりを教えてください。

事務局

ここに掲げております事業費は、ランニングではございませんで、あくまでもイニシャルコストでございます。状況によりましては、幾ら潜堤をとっておりましたも、多少砂が取られていく事態は考えられます。これは、通常の維持管理費を充てまして補充していくことを考えております。

委員

単価は、割り算しますと、黄色と赤のところでは必ず比例関係にないように思うんですが、これはなぜでしょうか。

事務局

一つは、事業が進展しまして、その辺の精度が上がったことと、もう一つは、場所によって養浜すべき砂の厚みが違う、図面でいいますと西の方をやめて東を主力に持っていったということがございますので、そういったことで割り算しますと単価が異なってしまう。

会長

ほかにございせんか。 特にないようでございましたら、次に移りたいと思えます。最後にもう一度まとめてご意見を伺います。

次は、河川でございます。市川水系の振古川、よろしくお願ひします。

3) 河 川

事務局

前々回に振古川につきまして2点、ご質問がありました。そのことについてご説明させていただきます。

前を見ていただいた方がいと思うんですが、まず1点目でございます。振古川下流の氾濫の原因の一つとして、市川本川の水位との関係があるのではないか、洪水時の市川本川水位との関係はというご質問がございました。

これは河整 - 1でございます。左側にかいてあるのは市川の横断図でございます。右側にかいてあるのは、振古川の縦断図といいますが、要するに真ん中で切った図面でございます。これを見ますと、黄緑色が振古川の堤防でございますが、この堤防の高さと市川の堤防の高さが合流点のところでは合致しております。それと、振古川の現在の河床は市川の河床より相当高いところで合流しております。このようなことから、市川のバックがかかりまして振古川の堤防を越えるようなことはございせん。

そして、真ん中ほどにかいてあります右岸の溢水区間の堤防の断面図を見ていただきますと、右岸と左岸で高さが違ってあります。低い方が右岸でございまして、そこから溢水が発生したということで、市川からではなくて、振古川自身の堤防の低いところから溢水したという形になってあります。ピーク水位と書いていますのは、そのときの再現水位でございまして、実測とは違ひます。

次は、流域の上流の状況は変化があるのかということでございます。これにつきましては、河整 - 2 に昭和46年の航空写真、河整 - 3 に平成12年の航空写真を示しております。平成12年の写真では、振古川の上流の谷筋の一部で工場の立地がございますが、その他の上流域の山間部においては開発はございせん。工場の開発につきましては、現況の流下能力よりも開発によって流量が増大しないように調整池をつけてあります。そういうことで、振古川の上流、山間部につきましては平成12年と昭和46年とではほとんど変わっていない、下流の方では若干人家が増加しているということでございます。

以上でございます。

会長

ただいまの追加説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

委員

よくわかりました。バックウオーターの影響でというよりも、市川の水位が上がりますと、ここで掘削をして河床を下げて振古川の洪水時の流量が十分確保できないのではないかと心配をいたしましたものですからお聞きしましたが、河床を下げて断面を広げることで市川の水位が上がっても十分に振古川の計画流量が確保できるというように理解してよろしいのでしょうか。

事務局

そのとおりでございます。

会長

上流の開発の件はよろしいですか。

委員

そうかなと承らざるを得ないところかなと思うんですが、それ以上の情報は今のところないということですね。

事務局

現在、山間部につきましては全然変わっておりません。

委員

そういうことであれば、これで結構です。

委員

掘削後も合流点で市川の方が多少低いようですが、この振古川、扇状地そのものみたいで、堆積傾向で掘削後も埋め戻るといいのでしょうか、再び河床が増加傾向になるようなことも懸念されます。そのあたりはいかがでしょうか。

事務局

堆積土砂につきましては、県である程度の基準を決めておりまして、それ以上たまと、維持管理として掘削を行って河積を確保しております。

会長

ほかにございませんか。 では、次に移りたいと思います。

次は、富島漁港。

4) 漁港漁村

事務局

それでは、富島漁港の整備について、追加資料をご説明させていただきます。

追加資料の漁港漁村 - 1 ページをお開き願います。前回の審査会で、当初計画から施設配置計画を変更しておりまして、事業費が7億円余り減額になった旨、ご説明したところでございますが、その事業費の変更内容につきましてご質問がございましたので、この比較表を作成いたしました。比較表を見ていただく際に、前回の資料の漁港漁村 - 3をお持ちでしたら、当初計画と実施計画を対比した図面がございますので、それとこの表をごらんいただくとご理解いただきやすいかと思えます。

まず、1工区でございますが、北防波堤につきましては、前回ご説明いたしましたように、明石と富島を結ぶ旅客船の船舶の形状が変更になりましたために、旅客船の操船水域の確保が不必要になったということで、実施計画のとおり計画を変更しております。そのために、既設の防波堤を活用し、一部既存の防波堤を撤去するという形で、当初計画は300mの防波堤でしたけれども、実施計画では170mと130mほど施設を変更しております。これに伴いまして、詳細に書いてございませんけれども、当初、300mですと約10億8,000万円の事業費を見込んでおりましたのが、170mへの変更に伴いまして5億4,000万円程度の事業費となり、約5億～5億4,000万円の事業費が減額になったところでございます。

また、北護岸の埋め立てにつきましては、形状変更に伴って若干数値をふやしております。

係留施設でございますが、前回ご説明いたしましたように旅客船の係留施設分約40mが今回不必要になりましたので、当初計画110mの施設から70mに変更させていただいております。これにつきましても、当初計画で2億4,000万円程度の事業費を見込んでおりましたけれども、8,000万円程度に約1億6,000万円減額したということで、事業費合計としましては、21億1,000万円から実施計画は14億1,000万円ほどに、約7億円の減額になっております。

2工区でございますが、図面でいいますと左側の陸地に近い方、集落に近い方でございます。前回もご説明しましたように、2工区、3工区には造船所がございます。この造船所は、現在休業いたしておりますけれども、将来的に造船所を継続したいということで、2工区、3工区とも、ブルーのハッチ部分の埋立計画を削減いたしまして、造船

所の機能をそのまま持たせた計画にしております。これに伴いまして、2工区、3工区同様に、物揚げ場施設、係留施設が減額になっております。また、それに伴い埋め立てが縮小されまして、臨港道路あるいは施設用地とも若干変更になっております。これによりまして、2工区では2,000万円程度、3工区では6,000万円程度の減額になっております。

4工区でございますが、これにつきましては係留施設、用地とも変更はございません。

トータルでいいますと、当初計画約26億円、実施計画約18億円ということで、7億7,000万円程度の事業費が減額になっております。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。ご質問はございますでしょうか。

委員

今ご説明くださったところの減額等の変化があったわけですが、B/Cについては、そういった減額等状況変化があったとしても同じと考えさせていただいたらいいわけですか。B/Cが1.56だったと思うんですが、今回の再評価値もそのまま出てくると理解していいわけですか。

事務局

B/Cにつきましては、前回の資料にございますが、平成13年度の再評価時は、事業費が若干大きかったものですから、B/Cとしては前回の調書で1.47とさせていただきました。今回は、事業費を減少させております。再評価いたしますと、B/Cは1.56という結果になっております。

会長

ほかにはございませんか。特にならなければ、次の追加説明をお願いいたします。

5) 街 路

事務局

それでは、前回ご審議いただきました事後評価のご意見あるいはご指摘を踏まえまして、調書の修正をさせていただきたく、ご説明をさせていただきます。

街路-1をごらんください。まず、事業の効果等の中で道路騒音について、調査箇所を明記すべきというご指摘をいただきまして、調査カ所を、1カ所でございますが、ほ

ほぼ半世紀を経て事業をやってきましたところの最終工区、17年度に完成いたしました区間の「伊丹市南本町・南町付近実測値」と明記しております。

さらに、大気汚染物質でございますが、これは街路 - 5 をごらんください。最初の取り組みとして、全線で理論値として出せないかということでいろいろやっておりまして、さまざまな仮定をしました結果、なかなかわかりづらいというご指摘もいただく中で、今回は、最終工区の伊丹市南本町4丁目におきます2車線のままの、ちょうど平成11年度の整備前の時点の交通量の調査に基づく理論値と、平成17年度の完成後の理論値の比較をあらわして提出しております。

次に、沿道の大気汚染物質あるいは騒音、振動の実測値を経年変化で示せないかというご質問がございました。

それを今スクリーンにあらわしておりますが、まず、沿道の大気汚染物質の経年変化でございます。これは大気課の資料で、自動車排出ガスによります単体規制と申しますか、そちらの視点でございますので、二酸化窒素、一酸化炭素、SPMのデータになりまして、データが限られているところはございますが、昭和51年から平成16年度のデータを並べております。結論から申しますと、減少傾向にあるといった内容でございますが、資料が限られているということでございます。

さらに、騒音、振動の測定結果につきましても、平成11年からございますが、11年と16年を比較いたしましても、なかなか整備の前後と整合しないところがございます、いわゆる整備による効果といった意味では今回ちょっとあわせないというのが現状でございます。

会長

どうもありがとうございました。何かご質問はございますか。

委員

今、画面上に示して下さっている資料と1つの前のグラフは、配付いただいていないわけですね。

事務局

はい。

委員

それは不都合なわけですか。というのは、非常に見にくくてよくわからないので、見せていただいた感じがしないのが残念で、配付したらいけないという極秘資料であれば

結構ですが、見せていただきたいということが一つです。

こういったところは、きっちりこう減りましたよと言にくいのは、実際のところそうだと思うんです。というのは、さまざまな状況変化がありますし、この長い期間に技術革新で汚染物質を出す機械の側の条件も変わってきていますから、このグラフだけでどうこうという気持ちは私個人はあまりないので、率直に出していただければいいと思うんです。この手のことに関して、これで事業の効果を直接に言うほどの無理はしなくても結構だと思いますので、まず出していただきたいのが一つと、もう一つは、今後のために、こういう資料は、望むようなデータ変化が出ていなくても、出していただければいいと思います。ですから、今回もご配付いただけるといいなと思います。今回やられたのは新しい試みになると思うんですが、評価の際にきちんとデータを出して、この調書でこうこうだからということで事業の説得性を増すために、ディベートみたいなもので、都合のいい資料だけ並べればいい部分もあるんですけども、そうでない部分も率直なところ出していただきたい。

そのときに、この点については全面的にこうだと言えらることと言えないことがあるから、この限りにおいて出したと言ってくだされればいいと思うんです。いろいろ申し上げましたけれども、その意味で、修正版の資料の出し方も残念な出し方なので、できればこのグラフを出してくださればいいと思いますし、留保をおつけになったらいいと思います。技術革新等の状況があるので、街路整備の成果がそのままここにあらわれるものではないという留保をつけてくださればいいと思いますので、ごちゃごちゃ言いましたけれども、資料を出してほしいということです。

会長

これはコピーをとれますね。

委員

これは、騒音規制の基準が何かがあるんでしたか。この辺の騒音の規制値というのが。

事務局

環境基準がございます。

委員

それはどうなっているのですか。超えているところがあるわけですか。

事務局

ございます。

委員

それはどの路線ですか。それを超えているか超えていないかというのが一つの目安になるわけでしょう。議論としては、騒音規制の範囲内であれば、ふえたり減ったりしても大したことないわけで、それを超える回数が減ったとか、ふえたというところの方が問題なんでしょう。

事務局

騒音についてだけ申しますと、46年間の事業の中で、むしろ交通量が2倍以上増大している中で、何をもって話をするのかということもございしますが、いずれにしろ、平成11年から16年だけをもって整備による騒音の変動というのは傾向として出しようがないなと思ったもので。

委員

それをおっしゃったらいいと思うんです。

事務局

ちなみに、要請限度そのものは今のところ大丈夫だということは申し上げます。

それから、先ほどの資料を提出できるかということは、できますので、させていただきます。

委員

それに関連して、これは前のときからどう申し上げようかと思っていたことですが、可能であれば、当時の調書と対比してくださると、事後評価をさせていただく場合にとってもありがたいですね。最終段階の調書がありますね。ここ、当時はなかったんでしょうか。これは事後評価用の調書が出ているわけですが。

事務局

新規のという意味でございしますか。

委員

新規の最終段階の調書。

事務局

これは46年前から始めている事業でございしますので、何もありません。

委員

わかりました。じゃ、これで結構です。

事務局

先ほど委員が言われましたように、大気汚染につきましてはむしろ車の性能の影響が大きいのではないかと。

委員

規制もかかっているし、圧倒的に技術革新の方が要素としたら大きいと思います。

事務局

それゆえに、我々としては、実測値よりも理論値でもって示したかったということでございます。

委員

示せるところにそのあたりで限界があると思いますので、これは言いようによってはどのようにも言えて、説明する際に、これだけ量がふえてもこの程度で済んだという言い方も逆にできるわけですよ。だから、無理に数値だけ改良するような調書を出そうとさせていただくよりも、実測値を出していただく方がいいなと。実測値という言い方はおかしいですけども、判断するための資料を出してくださる方がいいのではないかと思います。ですから、資料をそのままお出したださればいいという気がするんです。

事務局

そういった意味で、手前みそになりますが、たまたまそこしかはかっていなかったというのもあって1カ所だけのございますけれども、道路騒音については実測値でやり、大気汚染物質についても理論値で出させていただいているというのが今回の結果です。

委員

今回こういった形で出してくださればこそ、次にこれが生かさせていって、今後は、実測地点をふやしていく方向で考えると、あるいは理論値ではなくて実測値が得られるような調査をただ続けていくことをすればいいわけです。今回こういうご苦勞をさせていただいた結果、課題と問題点がはっきりしたので、そういう意味では、この事後評価を私は個人的には高く評価したいと思います。ただ、出し方を工夫して、むしろこういう会にかけて、じゃ、ここをこうしたらいいじゃないかと知恵を出し合って、今後の事後評価をよいものにしていけるようなたたき台を出していただいたんだなというふうに思いたいんです。

会長

今映っているグラフは何ですか。単位がパーセントで出ているんですが。

事務局

これは、窒素酸化物が左側でございますが、発生源であります大型車の規制値でございます。昭和49年度を100%としての規制を見ますと、平成17年度は14%の規制値になっている。17年度の新車でしたら、14%までしか認められないと。要は、発生源としての車が非常に改良されてきているという意味で、いわゆる実測値のデータそのものも、むしろ車が原因なのか、道路渋滞対策が原因なのか、さまざまございますというデータです。

委員

そういう意味でいったら、判断させていただく側も、ひらすら実測値、実測値と言うのではなくて、こういう点も念頭に置きながら判断しないといけないというデータだと思しますので、これも添付していただければよいかと思えます。

会長

ほかにはございませんか。できましたら、今のグラフとそのほかのデータ、すぐにコピーがとれるのでしたら、終わるまでにコピーをとっていただいたらありがたいんですが。

事務局

わかりました。

会長

ご質問も一通り出たようでございますが、追加説明全部を通じましてご質問はございませんでしょうか。

委員

最初に説明がございました気比浜、観光客が年間多数訪れるとありましたが、人数的にはどの程度か教えていただければ。

事務局

津居山港の海水浴客でございますが、一番多いときで平成12年に10万人ほどございました。その後、ちょっと減少しておりますけれども。

委員

年間を通じてというか、集中的に夏なのでしょうけれども、10万人ぐらい。

事務局

10万人がピークでございます。

委員

同じところで関連して、港湾 - 6 で、費用便益の計算法の中に「背後圏の人口に乘じた」という言葉が出ていますが、人口変動について、平成4年から現在までの、大まかなところで結構ですので、データがありましたらご紹介ください。

事務局

今ちょっと手元に人口のデータはございませんので、雑駁な話で恐縮ですが、大きくは変化しておりません。

委員

変化はないということですね。背後圏というのは、どの範囲を計算の際にお使いになったのかだけ教えていただけますか。どの地域までを背後圏とされているか。

事務局

現在でいいますところの豊岡市でございます。

会長

ほかにご覧いませんか。では、追加説明をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

引き続きまして、審査に入りたいと思います。

先ほど説明がございましたように、継続案件4件、新規案件1件、合計5件の審査が残っております。継続の方から始めていきたいと思っております。

(2) 議案 1 新規・継続事業評価に係る審議案件(海岸、道路、ほ場整備、漁港漁村整備河川事業)の審査

1) 海岸事業の審査

審議番号1 海岸事業「津居山港海岸気比地区」

今質問もございました津居山港の気比地区につきまして、事業継続が県の原案でございます。この審査は県が作り出した調書に基づいて、事業の効率性等について審査をすることになっております。津居山港気比地区に関しまして、県の原案どおり事業継続ということでよろしゅうございますか。

特にご意見がないようでしたら、事業継続ということで知事にお答えしたいと思います。

2) 道路事業の審査

審議番号4 道路事業「(一) 竜泉那波線」

次は、案件番号4番、道路事業、竜泉那波線につきまして審査したいと思います。これも、事業継続ということで県の原案は出ております。事業継続でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

3) ほ場整備事業の審査

審議番号5 ほ場整備事業「下内膳地区」

では、次へ移らせていただきます。ほ場整備事業、下内膳地区でございます。案件番号5番になります。これは、もうほとんど終わっている、今日ぐらいに終わっているのではないかと思います。一応年度の都合でここに上がっております。継続でよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

4) 漁港漁村整備事業の審査

審議番号6 漁港漁村整備事業「富島漁港」

では、先ほど追加説明もございました淡路島の富島漁港について審査したいと思います。これも、延々とかかっておりましたが、ようやくめどがついたというか、話し合いも進んだようです。下水処理場の話も進んでいるようでございます。県の原案は事業継続で出ておりますが、事業継続ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

5) 河川事業の審査

審議番号8 河川事業「市川水系振古川」

最後は、振古川でございます。これは新規です。防災絡みの話でもありますから、新規事業オーケーということで県の方は出ておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、これは新規事業着手ということで認めたいと思います。

今回審査いたしましたのは全部で10件、新規2件、継続6件、それに事後評価が2件ありました。いずれも県の原案、新規事業着手、事業継続は認めるということになりましたが、実際に知事にお答えする文書につきまして、引き続いて審査したいと思いますが、その前に少し休憩させていただきます。

(休 憩)

(3) 議案 - 2 公共事業等審査会審査結果(案)の協議

会長

再開させていただきます。

議案第2の答申文の作成に入りたいと思います。

先ほど申しましたように、これから文章をつくっていくわけですが、何もなければやりにくいということで、たたき台というんですか、手がかりのものをファクスでお送りした次第でございます。

最初にちょっと伺いたいのですが、実は知事からの問い合わせが、継続事業が先で新規事業が後の順番になっています。ところが、ここに書いてありますように、第2条の第1号が新規事業で、第2号が継続事業となっていて、どちらを先に書くか。どちらでもよろしいというのだったら原案のままでいきたいと思います。継続が先で新規が後になって、その後で事後調査の意見になっておりますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、たたき台のままでご審議いただきたいと思います。

審議のやり方ですが、最初に前文に当たるところを見ていただきまして、後、事業について、それぞれ1つずつぐらいですので、3つ4つまとめて事務局の方から読んでいただいて、そして意見を賜りたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、事務局の方、よろしく願いいたします。

事務局

それでは、公共事業等審査会の審査結果について1ページ目を読ませていただきます。

(審査結果案朗読)

会長

まず、1ページ目について、どういうことでも結構ですのでご意見を承りたいと思い

ます。

委員

1つ目は質問でございますが、「記」の真ん中より少し上に括弧して「つかう」とわざわざ書いてある、このことの意味を教えてください。

それから、下から3行目に「社会経済情勢」という言葉があります。「社会経済」という言葉を使うのであれば、「社会」と「経済」の間に丸ぼつか何か入れた方がいいと思いますが、この場合、社会ということだけではなくて、長期にわたった場合にはものの見方、価値観が変わってきているということもあったと思います。そういう意味で、例えば自然を塗りつぶしてしまうような公共工事から自然との共生を考えるようになったという価値観の転換があったわけで、経済及び社会に「・文化」という言葉を入れていただきたいと思います。

会長

「つかう」について、ちょっとご説明を。

事務局

申しわけありません。これは、兵庫県として「つくる」から「つかう」ということをキャッチフレーズにしてやってきているものがありましたもので、事務局がついいつもの思いで使ってしまった。審査会の意見とすれば、兵庫県が特に使っているこの記載の仕方にこだわる必要は全くございませんので、括弧を取った形で生かしてもらった方がいいかと思いますが、いかがでしょうか。

委員

「活性化」というような言葉でもいいんですかね。わざわざ「つかう」とすると、なぜだという感じがただけで。結構ですけれども。

委員

施設について、新たに「つくる」という漢字でも片仮名でも入れて、「つくるから有効につかう」と言えば、一つの意味が出てきますよ、何も兵庫県云々を言わなくても。

委員

何か兵庫県のキャッチフレーズになっているのであれば、それとのかかわりをここでわかるようにして使えば、それの方がよろしいんじゃないですか。

委員

だから、「つくる」を前に入れて、「から有効につかう」というふうにすれば、ああ

倣っているんだと、意味はわかりますよ。せっかく使うのであれば。

委員

それが、キャッチフレーズにふさわしい言葉で。

委員

今、皆さんから出ているように、審査会から出す文書ではありますが、前段階のところ兵庫県の方針に少し触れるような文言を足していただいてもいいと思うんです。それを受ける形で、「社会基盤を有効につかう」という文言で出させていただくことは、やぶさかではないというか、むしろいいのではないかと思います。

会長

では、そのように「つくるから有効につかう」に変えていただいて、2番目の「社会経済情勢」につきまして、どなたかご意見はございませんか。

委員

今、委員がおっしゃったことは私も賛成で、ここでは「社会経済情勢」の一言にすべてが語られるべく使命が与えられてしまっているんですが、今回の審議の中では、特に海浜事業などでも、県民・市民の持っている価値観と社会情勢の変化でというところがありますので、まさに委員がおっしゃった「価値観の転換」というような言葉をここで出していただくのは審議内容を反映することになりますから、私もぜひそうしていただければと思います。しかも、文化ということをおっしゃいましたのは、やはり美しい兵庫ということですとずっとやってきて、兵庫県の県政の中でもある種の価値観を提起してきているわけですので、文化についても公共的なものの整備の中で意識してやっていくことをうたうという意味で、「文化」という言葉も入れていただくとよいなと思います。賛成意見です。

会長

具体的には、「社会・文化と経済情勢の変化」というように、ぼつを入れるんですか。「経済情勢や現地条件等の変化」に「社会・文化」というのを入れると、ちょっと入り過ぎるような気もする。

委員

私は価値観というのを文化の中に入れたのですが、独立させた方がいいのであれば独立させて、「経済情勢や社会・文化」とその3つをどうやって並べますかね。

委員

一つの案を出させていただけば、「社会・経済情勢の変化、及びそれに伴っての価値観の転換」というような形、そこに無理に押し込む格好になりますけれども。

会長

その後に「現地条件等の変化」というのがまた来る。

委員

だから、それを別にさせていただいて、「価値観の転換等を反映することが求められる。加えて現地条件等の変化を反映する必要がある場合には」というふうに、まず大情勢としてさきの段階の言葉を一旦終えてしまったらどうでしょうか。だから、切って、挿入していただいたらどうかと思います。

会長

何か名案はございますか。おっしゃることはよくわかりますが、文章が長くなり過ぎるといふか、あれもこれもと、何かのどにひっかかったような文章になってしまうので。それは宿題にしておいていただきまして、ほかにご意見はございませんか。

委員

これは私、繰り返して申し上げていたことで、ぜひ前文に入れていただきたいと思うんですが、審査に関連する事柄の資料、データの蓄積を今後図っていただきたいという思いがありますので、図っていくように努めていただきたいということを入れていただきたいと思います。言葉にいたしましたら、「事業評価審査に資するデータベースの蓄積」あるいは「資料の蓄積及びデータベース化に心がけていただきたい。」とか「努められたい。」と。そして、「さらに、資料及びデータベースの県民・市民への公開についても考慮していく必要がある。」。このあたりの語尾はともかくとして。

いずれも、事業の説明責任を進める上で不可欠な作業であると私個人は考えます。この会議でどのようにお考えになるかわかりませんが、そういったデータベースなり評価に関連しての資料の蓄積をここでうたっておく。とりわけ事後評価のところ、以前は審査の際に求められなかった項目とか、当時は調査されなかったデータを今後は意識してやっていくということをここでうたっておきますと、防災関係のデータなんか、調査スポットというか、調査点も含めてやる予算もついていくんじゃないかなと勝手に思うんですが、いかがでしょうか。

会長

それをここへ入れるか、あるいは事後評価のところへ入れるか、どちらがよろしいでしょうか。特に、新規事業の場合には、これから事業をやるわけですから、そういうデータが必ずしもあるとは限りませんね。だから、事後評価の前文のところへ入れた方がいいか。具体的に言いますと、3ページ目の「事後評価の報告について」というところの前文として。

委員

事後評価のところでのそのあたりの思いは達成できるんですが、数十年の間、これだけ公共事業を私たちの社会でやられてきているということは、一定の手法と、私たちが公共事業が必要という判断を下したある種の実績があると思うんですね。ですから、そのあたりの、データベースというよりも、何を新規事業なり事業推進の判断基準とするかという部分にかかわっていくと思うんです。新規事業の際も、データ蓄積がないところからスタートするものもあると思うんですけれども、むしろ逆にデータがある領域でやる方が多いのではないかなと個人的に思うんです。まちづくりでも、これまで幾つかの事業をしてきて、さらに同種の事業を違う地域でやるということですので、つまり行政の中で、例えば人口変動なんかは昔からあるデータだと思います。それから交通量調査もそうだと思いますし、古いデータと新しいデータと両方あると思うんですが、これは私の思いですので、基本的に事後評価のところに入れていただければいいかもしれませんが。

委員

委員がこの審査会でずっとおっしゃっていたのは、私の受けとめ方では、一つの事業を新たに行う場合でも、類似の事業があったのではないかと、それに照らして、そのときやったことの過程なり、成果なり、評価なりの資料をあわせて出してくだされれば新しいのも評価しやすい、ということだったと思います。だから、私は両方にかかわるように思います。

会長

どなたかご意見はございませんか。 では、前文の方へ入れていただいて、どちら辺がいいですか。

委員

最後の「以下、」の直前に入れていただければと。

会長

そこがいいか、「長期化した事業」の前に入れるか。その辺、宿題にさせていただきまして、今、お二人の委員がおっしゃったことを文章にして。

委員

それは審査水準を上げるためですか。何か目的が要りますね。

委員

より適切な審査をするためにということで。

委員

細かいことなんですが、上から4行目の「投資事業評価システムに基づき慎重に審議を行った」の「システム」というのに違和感を覚えまして、特にシステム化されているわけではないと思いますし、要綱に基づいてということなんだろうけれども、そのあたり、少し適切な言葉があれば。

委員

この辺は通例の文章でいいのと違いますか。

会長

これはどこから出てきた文章ですか。県の投資事業評価要綱というのはあるんですが。特にそこではシステムというのは……。

事務局

要綱とか、どのような事業の審査をお願いするかとか、そういったやり方全体をこんな表現で書いておりました。従来入れていたので、実はそのまま入れたというのが正直なところなんですけれども、ちょっとしつこいようでしたら取っていただいてもいいかと思います。

会長

要綱の名前は、システムじゃなくて投資事業評価要綱になっています。それに基づかなければいけないわけですから……。

委員

以前の文章には入っていなかったようですが。手元にあった平成13年度を見ると、「慎重に審議を行うとともに、現地視察も行い、下記のとおり審査結果を取りまとめた。」となっています。

会長

どちらでもいいですけども、取っておきましょうか。一応取ることにしておきましょう。「8件について、慎重に審議を行った。」と。

委員

下から4行目、「その理由や経緯を十分吟味するとともに」というくだりで感じるんですが、これまでの継続審議の案件、特に豊岡の海岸事業でも、今日ご説明を聞きましたら随分内容が変わっていると。変わったこと自体は評価できると思うんですが、ただ、説明なり資料を読んでいますと、結局どうして変わったのかというあたりは、要は社会経済情勢の変化とか、住民意識の変化、あるいは価値観の変化、そこにどんと組み込まれて、ひょっとしたら当初の計画を立てる段階で何らかの見込み違いなり、過大に見ていた部分があるんじゃないかという気が、これに限らずするんですね。

そういう意味で、十分吟味するのは大事なことだと思うんですけども、吟味するだけではなくて、それをこれから生かしていくという何か視線みたいなものをちょっとにおかせないかなと。今回議題になっている案件から広がってしまうような感じも一方ではして、そういう意味でどうなのかなという気はするんですけども、やっぱりせっかく吟味したのだから、そこから何か教訓を酌み取って、同じようなことをこれからはしないという方向に生かしていくという姿勢が必要なのではないか、そういう指摘があってもいいかなという感じがします。

会長

まさに気比海岸のことを言っているわけですが、これは海岸のところでもう一度出てくると違うかな。これは書いてないですね。

委員

個別のところでもそういう触れ方ができるかなという気はするんですけども。

委員

古いのを見ていると、以前は「記」のところでも随分いろいろおっしゃって、審議経過で出てきた問題点の反省を踏まえた文言も折り込まれています。今回、突然ここで作るので大変だと思うんですが、今、委員がおっしゃったことはぜひ前文のところに入れて、というより今の時期に言わないといけないことではないかという気がいたします。見込み違いという言葉そのまま入れるかどうかは別かと思いますが、当初の事業計画をその後のさまざま社会情勢の変化の中で変更するのがより今後の社会にとって

望ましいことがわかった段階においては新たな転換を決定する、その貴重なプロセスをこの場が関与できたということだと思いますので、その辺の言い方はいろいろあると思いますが、前文で簡単に触れていただけたらいいのではないかと思います。

会長

ここは長期化した事業だけを指しているんですね。長期化した事業というのは、いろんな原因があるわけですが、一番大きいのは用地買収がおくれることです。これで長引くというのが普通ですけれども、気比の浜や富島漁港は、理由が情勢の変化みたいなものでおくれたわけです。これだと長期化した事業をまとめてしまっているから、「事業内容の変更がある事業は」というようにした方がいいんじゃないかと思います。

委員

限定しないとつながらないですかね。

委員

確かに、長期化した事業だけについてという形になっているのを、この限定を外した方がいいかもしれないですね。

会長

今回の中で一番長期化しているのは、園田西武庫線と違いますか。それは、社会情勢の変化ではなくて、結局三菱電機との交渉が行き詰まったりしている。

委員

「……反映する必要がある場合には」となっているので、そのあたりはよろしいんじゃないですかね。

会長

その辺も宿題にしておいて、ほかにございませんか。

委員

「記」の3段落目の「このため、」から始まる文章で、「社会基盤整備に関する事業の実施に際しては、」の後に「……にとどまらず、広く地域づくり、まちづくりの観点からも、」とありますが、社会基盤整備に関する事業というのは地域づくり、まちづくりそのものではないかと思います。ですから、「当該事業の直接的な評価にとどまらず、」という文言を削って、「広く地域づくり、まちづくりの観点からも、」の「も」も消して、「その必要性、効果等について評価するように努められたい。」とした方がいいかなと思うんですが、いかがでしょう。いかにも地域づくり、まちづくりの観点は

外して、その事業を完成させるためにやっているように受け取られてしまいますから。そうじゃなくて、地域づくり、まちづくりから外れる社会基盤整備事業はないと思います。

会長

確かに、この2行半ほどは、形容詞がお化粧的に入っているような感じですね。

委員

直接的な評価なんてあり得ないですね。事業だけを見て評価というのは、抽象的過ぎますよね。

委員

よく丈夫な堤防をつくってくれたな、みたいな、そんな話なんですかね。何のための堤防かということが抜けているから。

会長

この2行半全部を切ってもいいですが。

委員

「地域づくり、まちづくり」は大事な文言なので、残していただきたい。ここの言葉を余り削らないで少しで済ませるのであれば、逆に強調する形にして、「事業の実施に際しては、当該事業の評価の中で、広く地域づくり、まちづくりの観点から、その必要性について評価するよう」というふうに。地域づくり、まちづくりなくしては事業がないというのをより生かすとすれば、関係ない部分、つまり「直接的な」と「とどまらず」を削ってしまって、あとはぜひ残していただきたいと思います。

会長

直接的な評価というのは、結局、B / Cが幾らとか何とかという評価ばかりになっているのはいかんという。

委員

B / Cも重要ではありますが。

会長

ここも宿題にします。

ほかにございませんか。では、宿題のところか幾つか残りましたが、一応1ページ目はこれで、次に進みたいと思います。

2ページ目、継続事業から、海岸、街路、優良建築物。

事務局

それでは、海岸、街路、優良建築物等の3件を読ませていただきます。

(審査結果案朗読)

会長

以上3件をまとめて読んでもらいましたが、どこからでも結構です。

委員

内容的なものからいえば、1番の津居山港の事業の書き方が、ここで出た議論の内容からすると違和感があるんです。事業目的が途中で変化をしているということが反映されていないのではないかと。「事業が長期化しているものの、……養浜効果等を確認したうえで、計画を適切に見直しながら事業が進められている」という表現がいいのかなという。どう言ったらいいのかわからないんですけども、先ほど委員が言われた価値観の変化による計画の見直しというところがあらわれていないような気がするんです。もちろん、結論自体はこのとおりでよろしいかと思うんですが。

それから、用語からいえば、(1)津居山港の方ですが、「創出するものである」ということで言い切ってしまうといいのか。ほかのところでは「充実を図る」という言葉が入っているんですけども、この事業は「創出するものである」という断定的な言い方がいいのか、「図るものである」という目的的なことにとどめる方がいいのかということところが一つです。

それから、(2)の長期化している園田西武庫線ですが、「工場用地の取得」という言い方は、今回の事案としては適切ではないのではないかと。工場用地といいますと、工場の立地用の用地。工場内にある土地ですけども、工場用地という言葉が、ちょっと当てはまらないんじゃないかと思うわけです。

もう一つ言葉の問題として、(3)の高司地区ですが、「植栽を設ける」というところ、オープンスペースは設けるんですけども、植栽は動詞なので、「設ける」というと違和感があって、植栽ゾーンとか植栽部分とか、何か要るんじゃないかと思うところです。

会長

特に、津居山港の場合は、これだと適切に見直して事業を進めているとは言えないところがある。

委員

「適切」というのは、すごく違和感を持ちましたね。今日の説明だけで見直しが適切

とまで評価できないので、これはなかった方がいいと思います。

会長

これは取った方がいいですね。これから、特に日本海側の海水浴というのはどれくらい客が来るものか、何とも……。

2番目の園田西武庫線の「工場用地の取得」ですが、「工場」を取ってしまって、単なる「用地の取得」にした方がいいでしょうね。

委員

「工場内」のとか「工場内に位置する」というふうに補えば、事業にかかわる用地取得の問題だというのが多少明確になると思うんですが。このままだったら、今おっしゃったように誤解を招く部分ですね。

会長

単に「用地」にしてしまっただけでもいいですね。

委員

単に「用地」でも結構です。「長期化している用地の取得」ですっきりと。

会長

向こうも、工場を建てる気はないんです。

委員

この前視察したときの実感からすると、「工場群による」というとやっぱり工場が敷地の上に建っているような感じになるんですが、あの辺、道路は既にあるわけですよ。長期化しているのは、用地取得にお金がかかり過ぎるからというのが理由だったのかな。

会長

結局、南と北で工場が分離されてしまって、その間の機能障害をどうするかというのが。

委員

要するに、工場の機能障害をどのように補完するかという。ここの書き方だと、直接今問題になっているのとはちょっと違和感があるかもしれないですね。用地は企業用地ですが、あそこはもう道路になっているんですよ。

会長

道路にはなっているけれども、一般通行禁止の道路で。

委員

手前の鉄道のところは地下で抜かないといけないですね、福知山線。

事務局

「工場群」と書いておりますのは、三菱電機以外にほかの工場もありまして、当該地域そのものが三菱電機以外の工場も含めて地域分断になっているという表現でございます。それと、用地取得は三菱電機だけが残っているわけではございません。ほかのいわゆる民地も若干残っております。

委員

もう少し言いますと、あの道は尼崎市街地の東西幹線道路というよりは、大阪との間を連絡するという、もっと重要性があるわけでしょう。

事務局

大阪と接続しています重要な幹線道路でございます。

委員

そこをもうちょっと強調してもいいのではないかな。それだけに、大きな投資をするわけですからね。兵庫県としての大きな東西幹線道路ですからね。

会長

「市街地」を取って、「尼崎市北部における東西幹線道路」としたら、すっきりしますね。

3番は、今ご指摘がありましたように「オープンスペースを設け、植栽を実施する」とか何か。

そこら辺は宿題にさせていただきます、次に移ります。

4番目、道路事業から。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

6番で一旦切りまして、ご意見を伺いたいと思います。

委員

4番ですが、下から2行目、「さらなる重点投資により」ということをこの審査会で言っているものなんでしょうかという疑問が一つございます。

それから、「早期の完成による事業効果の発現」、要するに早く完成されたいという

ことですね。だから、「事業効果の発現」という言葉はどうなのだろうかという。

委員

投資を重点的にすることによって事業が早まるような感じになっているから、「重点投資」はない方がいいように思いますね。

委員

重点投資というのは、もっと予算をふやすということですか。

委員

そうです。たくさん予算を確保しなさいと。

委員

そこまでこの審査会で言っているのかどうか。

委員

社会経済情勢の分析で、予算の重点投資という文言が調書に入っているから、ここにそれが出てきているみたいですね。審査会としたら、この言葉はちょっとふさわしくない表現ですね。

委員

今まで、余り使ってはいないのですかな。いずれにしても、事業を急ぎなさいということですから。

会長

だから、「さらなる重点投資に」は要らないですね。「より早期の完成」、それだけでいいですね。

委員

逆に、調書に「重点投資」という言葉が3回も出てきているんです。今初めて気がついたんですが、これは何か意図されるところがあるのか。事業の目的と、情勢変化、優先性のところに、3回、「重点投資」という文言が出てきているんです。

事務局

それほど特別な意味は持たせておりませんで、予算をちゃんと配分しましょうという意味に使っております。

委員

そうであるとすれば、調書の方の思いはよくわかったので、審査会としたら、別に「重点投資」を書かなくても、お進めくださいということでもいいのではないのでしょうか。

会長

とにかくここでの文章は「さらなる重点投資に」は削って、「より早期の完成に」云々と。

委員

富島漁港は、計画変更で事業費を変えているんですね。そのことはここでは触れる必要はないんですか。審査会としては、何かちょっと触れておいた方がいいような気がするんですが。

会長

気比海岸と同じように、事業を縮小して。

委員

航路変更というか、そういうことがあったわけですね。

会長

航路変更と、造船所の問題が片づいたのと、下水処理場。

委員

その計画縮小を含めて承認するということになるわけですね。その旨を少し補足した方がいいかもしれませんね。

委員

今、委員がおっしゃったことに関して、私もそうだと思うんですが、そうなりますと、さっきの道路事業も事業費の縮減が実現できているので、バランスでいったら、その点も評価しつつ、審査結果を出した方がよいのではないかと。先ほどのは重点投資という表現になったんですけれども、恐らくこれだけきちんと見直して減らされたので、より適切なところに適切な配分をしながら進めたいという思いがこの言葉に出ていると思うんです。片方で随分減らしたということが重点投資という言葉になったんだなというふうに思いますので、そういう意味では、社会情勢の変化の見直しによって事業費の縮減をされたことも評価しつつ、そこまで入れてもいいなと個人的には思いますが。評価しながら、なおかつ今後早期の完成による発現に努められたいと。今ご指摘があった漁港の件でも減らしたということで、減らされているところはいずれも「評価して」ということを入れたらいかがでしょうか。

会長

これは全部に係ることなので、前書きのところへ持って行って、幾つかの事業におい

て事業を見直して事業費を縮小しているのが見られる、それは非常に結構なことだと。だから、1ページに戻りましたら、「長期化した事業」云々のあたりに、経済情勢や現地条件等の変化を反映して事業を縮小しているという結果が見られると。どれとどれとは言わず。

委員

そうですね。変化が見られた、それについてはその努力を審査会としては評価したいというふうに言い切ってもいいと思うんです。それを受ける形で、「早期に」という細かい言葉が後に出てくるという。

会長

大分修正が出ましたが、ほかにございませんか。 それでは、新規事業について。

事務局

それでは、新規事業の2件を読ませていただきます。

(審査結果案朗読)

会長

新規の2件につきまして、何かご意見はございますか。

委員

加古川の方で、最後の段落、「なお」以下のところ、「まちづくりを先導するものであり、」という文言で結ばれているわけですが、「まちづくりを先導するものであるの、」として後に入れていただきたいのは、「事業進行に対応して県民・市民への適切な情報提供を行われたい。」。これは前からほかの事業でも言われていることですが、まちづくりの際は、その進行の状況を適宜当該地域の方々に情報提供していただくことが必要だと、多分審議のときに申し上げたと思いますので、そのことをできたら盛り込んで、「情報提供されたい。」として、その後で「良好な市街地形成に」というふうに結んでいくようにしていただけたらと思います。

会長

これは、事業者はまだ決まってないのですか。

事務局

事業者は決まっております。

委員

今の事業ですが、優良建築物等整備事業というものとの関連性は。さきほどの委員の

意見では、これが優良建築に当たるのかどうか疑問というようなことがありましたけれども、一応それをパスして、優良建築物としての適合性の何か制度がありますね、それにも合致しているということは特に触れる必要はないんでしょうか。名前が優良建築物等整備事業としてこの事業が取り上げられているので、何かそのコメントは要らないのかなと思うんですが。

委員

優良建築物等整備事業というのは、初めてでしたか、先例があったんですか。

事務局

今までにも幾つかありますが。

委員

幾つかやっているわけですね。いずれにしても、民間活用で地主さんあたりが全員賛成して、とにかく小回りをきかせて早くやっていきましょうという柔軟性を持った制度ではあるわけですね。今までにもあるけれども、今の委員のお話からして、何か修飾語がつけられれば、つけるといいかもしれませんね。

委員

先ほど委員のおっしゃったことは非常に大切なことだと思います。ある地域で公共事業が展開される場合には、今こういう形で地域がいじられているということをその住民は知る権利がありますし、その進捗状況を市民が常に見ることも大切だと思いますので、その各市町の広報紙なりを通して市民にきちっと広報する必要があると思います。それが今までどれくらいなされていたのかなというところがありますので、これからははっきりとしてほしいと。

会長

県がやることではないといえ、それまでかもしれませんが、この場合は、加古川市の、あるいは宝塚市のやることで、県の広報に載せても広過ぎますから。

委員

県がというよりも、そういうことをするように加古川市及び事業者に対して適切な助言を県は行えばよいのであって、アカウントビリティそのものをする当該の者ではないわけですので。

会長

事業者に対してだけではなくて、事業者及びこの場合は加古川市に対して。

委員

むしろ市町にするのが大事だと思うんです。お金は出すけれども口は出さない太っ腹な県ではなくて、ぜひ口も出す県ということで、助言をされたらいいと思います。

会長

「適切な助言」のところは、加古川市に対してもというのがわかるようにして。宝塚の方は入れなくてもいいですか。むしろ宝塚の方が問題かもしれませんが。

委員

いずれの部分にもかかわってくるのだと思います。当然なので既になされていた部分もあると思うんですけれども、改めて、当該の事業者だけではなくて、当該の市町に対しても適切な情報公開なりの関与を望みたいんです。そのあたりのところ、どこに入ればいいのかわかりませんが。

会長

高司の方には助言のことは何も書いてないですね。とにかくここは、事業者及び加古川市に対して助言を行うということにしたいと思います。宝塚の方は、先導的まちづくりの対象ではないですね。

委員

これの補助金は共同利用施設に出しているわけですね。だから、助言するとすれば、ここにはこういう共同利用施設ができますよということを中心にPRをしていただければいいわけですね。それは市民・住民に知らせることではある。民間の人が自分で建てるものには何も言えないわけですが、公費を出すというのはそういう部分に出すわけですから、少なくともここにはこういう駐車場ができますよとか、共同利用施設についてはこうですよということを中心にPRを住民にさせていただくことになるのと違いますかな。

会長

その辺、具体的には加古川市の方へ指導していただきたいと思います。

委員

「回遊性」という言葉があるのですが、これは一般的にこういう使い方をするのか。魚が回遊するというのは聞いたことがあるんですが。一般化しているのであれば別に問題はないんですけれども、いいんですか。

事務局

我々、まちづくり上はよく使う言葉です。

会長

ほかにございせんか。 それでは、新規事業を終わらして、事後評価に移って
いただきたいと思ひます。

事務局

(審査結果案朗読)

会長

何かご意見はございせんか。

委員

街路事業、現地を見せていただいて驚いたのは、県の事業でありながら、市がかわると歩道の幅が変わると。 そんなことがあるのかなとびっくりして、「歩行者等の安全性」とあって確かに安全なんでしょうけれども、安全性プラスアルファ、歩く人への配慮というか、視線というか、それが後回しになっているような、そんな状況の象徴のような感じでその話を聞きましたので、できれば「沿道の街並み景観についても勘案する」ということに加えて、規格の統一というか、そういう部分が欲しいなという感じがしました。

会長

歩行者もそうですけれども……

委員

車道の幅も違ってましたね。

会長

違ってます。 それと、自転車通行の事故率が減ってきましたが、あれが歩道に割り込んでくるわけですね。 だから、自転車道の整備というか、分離がこれからは非常に大事だと思ひますが、何しろ立ち退きという大変なことになりますのでね。

委員

違う市に入るとつくり方が変わってしまうというのは、何とかならないかという感じがしました。

委員

あれは、つくった年代にもよるんですか。

事務局

都市計画決定の時期も違ひますが、やはりその自治体の中で皆さんの意見を聞きなが

ら幅を決められたという経緯もございますので。

委員

変なところで地方自治が……。

委員

今おっしゃった規格の点は大事で、事後評価だからなおさら大事だと思うんです。今、地方自治の違いというところで一つの結論が出て、それはそうかもしれないんですが、ということは逆に言えば、次からは、街路事業に関しては道路の規格について市町をまたがったとしても一定のルールを課すようにすべきであるという、かなり具体化した言葉を入れていただいた方がいいのではないかと思います。そこまではできないという雰囲気も漂ってはいらぬですけども、できないのであったとしても、事後評価の中でそういうことに気づいたということは、少し何らかの文言で入れていただけるといいなと思います。

会長

入れるとしても、「指摘される」とか、せいぜいそれぐらいのことですね。

委員

規格の差が目についたとか。

委員

市との間で連絡協議会みたいなのがあって、そういう事項を整理していこうという動きはあるんですか。歩道だけではなくて、市によって対応が違うものについて。

事務局

ここの街路事業の場合には市ごとの都市計画でということなんですが、これと類似した事例は、先ほど指摘がありましたように時代ごとに道路の構造基準が見直されたりしておりますので、昔の古いものは窮屈な基準といいますか、最小限の基準で整備をしております。経済成長期以降はかなりゆとりのある、歩道でも広めの幅員で、どの時代に整備をしたかによって幅が違うんですね。

ここも、恐らく都市計画がされた時期が違うと思いますし、市ごとにそのときの標準といいますか基準を当てはめて都市計画をして、今事業化している、こういうことになっているんですが、我々、後から事業を行う場合に、さきに整備できている前後の構造なり基準に合わせるというより、やはり新しい時代の基準に沿ってやる、今の基準に合っていないところ、さきに整備できて先行して受益のある地域ですね、ここはいわゆる

リニューアルといいますが、再改築するとき新しい基準に合わせていくという形になるのが通常です。ですから、現地に行っていただきますと、そういう都市ごとの違い、あるいは年代ごとの違いが見られるところが随所に出てくるかと思います。

我々、これは時代を先取りしてやりたいとは思いますが、その時代時代の制約条件もございませう。そここのところをいかにうまくすり合わせるか。余り極端なことのないように、少し緩和区間を設けたり、その辺の工夫は必要かなとは思いますが、ということで、現地でそのような違和感といいますが、そういうことを感じられたということは、きちり指摘をしておいていただきたいと思います。

会長

ついでに、街路樹と歩道美化舗装の問題というか、年度によって歩道の色が違いますね。街路樹の種類、大きさが違う。あれもついでに入れておいてもらったら。車道の幅だけじゃなしに、「等に違和感が……」と。

委員

街路樹ぐらいはかわってもいいのと違いますか。

委員

市の木で……。

委員

シンボルカラーがあるとか。

事務局

街路樹も、高木でいくのか、低木の連続でいくのか、いろんな考え方がありますし、植栽帯の幅も、1 mとったり、50cmの窮屈な幅であったり、いろんなケースがあるんですけれども、それも時代の鏡といいますが。

会長

大体後になるほどよくなっているんですか。

事務局

よくなつてはきています。

委員

自転車道なんかはなかったですからね。

会長

だから、余計ややこしい。

委員

何か少しつけ加えておけばいいんじゃないですか。

事務局

前後に合わせて、少し窮屈だけれども統一性を重んじるのか、あるいは新しい基準で後から整備する区間はやって、後、古いものは順次更新をしていくのか、そのあたりを我々事業を推進する者はきちっと整理して、こういう考え方のもとにやるんだということとは少なくともはっきりさせておく必要があるかと思います。

委員

今出たことに加えて、会長がおっしゃっていました自転車の問題、歩道を自転車が通るとするのは日本全国どこの地域でも今後の課題になってくると思うので、自転車交通とのバランスというか、調整の問題も今後の課題になるということ、できたら入れていただくとよいなと思うんです。これは事後評価させていただいてこそ出てくる願いの部分だと思いますので、一言どこかに加えていただけたらと思います。

それから、先ほど前文にと申し上げたことで、本当はこの方がということがありますが、実はデータベースの問題です。定点調査とか調査データの蓄積のことについて、先に触れればこちらの方は要らないのかもしれませんが、事後評価をさせていただくことによってその必要性を痛感したところがありますので。

会長

繰り返してもいいと思います。

委員

繰り返させていただければ、ありがたいと思います。

委員

また言葉の問題なんですが、一つは、公園事業の最後から2行目に出てくる「利活用」という言葉がいいのかどうか、ちょっと私には違和感があるんです。一般的に使われているのか、利用と活用という意味なんですかね、「利活用」という言葉はどのかなと思います。

もう一つは、上から5行目、「プログラムも急増しており」という言い方はどうなのか。

それから、事業効果に対する事後評価をする際の言葉なんですが、どちらも「十分発現されている」となっているんですけれども、これからいろんな事業が出てきたときに、

どの程度が十分で、どの程度がまあまあとか、そういうランクづけみたいなものがある
とすれば、安易に「十分」というのを使ってしまうのはどうなのか。「十分」をつける
ときと、つけないときと、そういうある程度の基準みたいなものは持っておかなくてい
いんですかね。私は現地に行っていないので、どちらも同じ程度すばらしいという意味
で「十分」ということであれば、それでいいかと思いますが、その辺、何か言い方を決
めておいた方がいいのか、どの程度なら「十分」で、どの程度ならただ「発見されてい
る」というか、そこそこというか、まあまあというのか、その辺はどうでしょうか
という。修飾語が要らないのであれば、取ってしまってもいいしな、とも思うんですが。

会長

まず、プログラムの急増という言い方はないですね。

委員

それに関連して、一庫公園のところの上から4行目、「約16万人と開園以来、徐々に
増加しているほか」も、増加なんですけれども、近年はほぼ同水準で推移という感じな
んです。増加していないとは言いませんがね。細かいデータの読み方に関してここまで
詳細にここで書いてしまうのは気持ちはわかりますし、私も賛同したい部分はあるんで
すが、こういう書き方は、今の「利活用」とか「十分」とも関連しますが、ちょっと工
夫した方がいいのではないかという思いがあります。「急増」という部分もそうですね。

会長

開園以来徐々に増加するのは、当たり前といえば当たり前かもしれません。

ついでの話ですが、「間歩跡」のところ、ここは銅が中心なことは確かですけれども、
銅とは限りませんから、「銅採掘跡」ではなくて「鉱山採掘跡」とか。採掘まで行って
いない、試掘跡も随分あります。恐らく戦前ぐらいまで、持ち主に断らずに穴を掘って、
うまく当たってから持ち主のところに行くといういわゆる山師がざらにありましたから、
何が出てくるかわからないところをとにかく掘るという。いわゆるタヌキ掘りですね。
もちろん埋め戻しもするわけない。出なければ、そのまま。だから、「銅」を取って、
「鉱山」あるいは「鉱石」。普通は「採掘跡」だけなんですけどね。

会長

ほかにございませんか。 全体を振り返りまして……。

委員

少しお聞きしたいのですが、今、例えば街路事業、あるいは津居山港のように長期間

にわたる場合に、時代によってこのように変わってきたというお話がありました。そういうことはもちろんあるわけで、例えば街路事業の場合に、ここは何年につくったからこんな道で、今は何年度のところを歩いているんだなという感じになるんですが、事業を起こすときに、歩道にしても何mの幅でいいという国の規定があるとおっしゃいましたが、その規定は、この幅でなければいけないというのか、それ以上でもいいけれども、最低これでもよろしいですということなんですか。規定というのは、最低これでもよろしいですよということですね。

事務局

最低ここまでは要りますよという、最低基準です。

委員

でも、20年も30年もかかるような工事であれば、これから社会がどのように変わっていくかということについて、やはり先見の明を持たないといけない、少なくともこれからそのようにしていかなければいけないんじゃないかと思いました。それは先ほど委員がおっしゃったことかなと思いますが、尼崎からずっと猪名川の方まで続く道であれば、30年か40年後にはどうなるかという、その出発点でまず大きな見通しを持ちたいということですね。

事務局

大変厳しいご指摘をいただきまして、ご指摘のとおりだと思います。昔の道路基準でいきますと、御堂筋の50m道路でありますとか、姫路駅前の大通りも50mありますが、あんな道路は基準どおりではできません。やはり都市の骨格としての空間ということでの先見性のある街路整備になっていると思います。都市計画では、こういう一本一本の街路まで百年の大計でもって先見性を発揮しながらやっていくという理念で、いわゆる一本一本ではなくて、ある広域の都市計画エリア、複数の市にまたがる、阪神間なら阪神間地域が一体になりました街路網のネットワークといった計画を百年の大計として立てまして、あるインターバルでは見直しをいたしておりますが、そういう方向での取り組みはやっております。先ほどはちょっと極端な例を申し上げましたが、姿勢としては、できるだけ先を見通した計画をということで取り組んでいってはおります。

事務局

蛇足になるかも知れませんが、尼崎港川西線外3線の西側に、尼崎から宝塚を結びます尼崎宝塚線というのがございます。昨年度、投資事業審査会でお諮りさせていただ

いたのですが、ちょうどそこも尼崎の幅が18m、伊丹の幅が20mで、尼崎と伊丹市境を整備するといったことをございました。その際、我々としまして、非常に古い都計で決定しているんですが、それを25mに広げられないかといったことで、沿道にアンケートをさせていただきました。アンケートの結果は、7割の方が今の幅のままでいいと。

それはなぜかという、なるほど沿道の方ですから、用地はこれ以上の提供はこらえてくれということも考えられますし、今の歩道幅があれば十分だということも考えられますが、何よりも都市計画決定してきているいきさつ上、2m広げることによって事業費が倍になるということもございました。そういったことの結果なのかなと、こちらとしては解釈しているわけですが、こういう事例もございまして、なかなか統一が難しかったということがございます。

委員

今、山手幹線をやっているんですが、それはどんな感じですか。あれは大分立派な道路ができてますけどね。

委員

先ほど現地視察の感想が出ていましたが、私は、宝塚の小林の高司団地を見たときに、あの建物を建てて後周りに家が密集してきたのだろうと、密集している中に大きな団地は建たないと思いますから。恐らくあれを建てるときには周りはまだ空地だったのかなという感じはするんですが、本当に小さな家が密集しているような中で、あそこにまた同じような団地を建てる、しかも、戻ってこられる方は33戸ぐらいとお聞きしたんですね。そういうことであれば、あそこにわざわざ県が住宅を建てる意味というか、帰ってこられる方がおられるからもちろんよくわかるんですけども、ああいう狭いところに高いものはそぐわないなという感じもしました。建ったときには、恐らく周りはいかに密集していなかったのだろうと思いますね。そういう感想を持ちました。

近隣の復興住宅等へ分散移住していただく等、別の方策もあったのではないかと。

委員

審査の結果に関してというよりも、この機会にちょっとご質問をさせていただきたいことがあります。相当多種多様な公共事業があることはよくわかったんですが、これは情報として公開されているのかというか、どんな状況なのかを知りたいんです。つまり、これも例えば優良建築物の公共事業として進んでいるとか、あるいは河川事業でこの事業があるとか、県民の立場として、現在進行形で行われている公共事業というものの種

類が、例えばホームページなんかでクリックしたらわかるようになってきているのかというのが一つです。

それで、仮にわかるようになっているとすれば、Aという地域で進んでいる優良建築物の事業内容、一番何が気になるかということと事業費の負担割合で、県が50%であるとか、あるいは3分の1であるようなことまで公開されているのかどうかを知りたいということです。というのは、物ができてしまったときに、実はこれは公共事業だったというのがわかることが多いような印象なんです。そうでないことを願いたいんですが、現状いかがなんでしょう。参考までにお教えいただきたいんですが。

事務局

公共事業については、積極的にどこまでお知らせできているかというところはあるんですけども、どこでどんな事業をしているか、その事業について、それが補助事業で補助率が幾らかということは一応公表にはなっております。なっておりますが、普通の市民の方が簡単に探して見つけられるかどうかと言われると、ちょっと難しい状況であるかなという気がします。

ただ、各土木事務所も、自分のところでやっているメインの事業については、なるべくホームページ上やPR紙みたいなものをつくってお知らせするとか、最近はいろんな努力もしてきておりますので、以前に比べると割と知っていただける機会はふえているのではないかと。我々の方も、意識して努力をしているところではございます。

委員

知りたいのは、ずっとこれをやらせていただいている、今だんだんわかってきたなところなんですけど、街路とか公園とか優良建築物とかというのを公共事業でなされているということは、つまびらかにされていると理解していいわけですね。

事務局

そうですね。各県民局、土木事務所それぞれ、どんな事業をやっているかということはお知らせしておりますので。

委員

それはどこで知らせてくださっているんですか。

事務局

やはりホームページとか、社会基盤整備プログラムという冊子をことし春のシリーズの第1回目にお届けしたかと思いますが、あんな形で、現在やっているところ、それが

ら今後10年間にどこをやるうとしているか、そういった情報は公開はいたしております。

それと、この審査会でいいますと、審査会に出させていただいた資料については情報センターの方で後ほど公開する形にしてありますし、図面等もありますので全部はできないのですけれども、調書などはホームページでも公開するようにしております。議事録なり審査結果の報告なども、ホームページでは見ていただけるようにしております。

委員

審査結果とか調書までされているとは思わなかったのでびっくりしたんですが、一番何が知りたいかということ、例えば今回の加古川のようなケースが公共事業において行われているんだということを地域の方が認識する手だてがあるかというところを教えてくださいましたか。

事務局

地域の方は、むしろ市を通じて情報が行っている部分が多いのではないかという気がします。優良建築物などですと、市の方に負担がございまして、結局まちづくりを先導する事業ということでやっていますので、市議会の中では県以上に注目されておりまして、市議会での説明あるいは工事に入る際の地元説明、そういったことを通して地元の方にはかなり情報は行っているかと思っております。

委員

確におっしゃるとおりだと思うんですが、事業負担割合を拝見すると、県が5分の1、市が5分の1ですよね。県の負担する比率と市の負担する比率が一緒であるということであれば、もちろん当該の地域は市がかかわるべき問題なので市が情報提供になるんですが、等しく兵庫県民に対して情報を提供する義務は県の方にもあるというふうに機械的に感じるわけです。

事務局

組合施行でもホームページに全部出しているんでしょう。

事務局

全部出しております。

委員

出ているのであれば、どこを見ればわかるのか余り知らないもので、不明なところが申しわけない部分なんですけれども、どんな形で出ているのかというところがちょっと気

になっただけです。

事務局

より詳しく出すように努力はさせていただきます。

委員

逆に詳しく出してくださる必要はなくて、何がどこで行われているかということがわかるように。

事務局

それはホームページで既に出しています。

委員

ホームページで、公共事業というところでわかるわけですか。

事務局

事業評価という項目がありまして、それで見させていただきますと、各年度の公共事業等審査会で、どんな案件が審査されて、どんな結果であったか、審査意見がどうであったか、審査した事業の概要はどんなものであるか、それはホームページで見いただくことができます。

委員

それはきちんとされているだろうと思うんです。逆に県民の立場として知りたいのは、あそこで今工事をやっているな、あれは何だろうというときに、それは公的な費用で行われているものだなということがわかるとありがたいなという、逆なんですね。そのあたりどう言ったらいいのか、うまく表現できないんですが、それがいいのかというのを知りたかったんです。

事務局

県の事業全体でいえば、県民局ごとにつくっている整備プログラムを見させていただきますと、総事業費で1億円以上の大きなものしか載せてはおりませんが、主要な事業については見いただくことはできます。また、工事現場を通られたときに、何の工事をしているのか、工事看板の表現の仕方がなかなか市民の方にわかってもらいにくいものになっているのではないかとということで、あれも工夫をしていこうと改善に取り組みつつあります。まだなかなか皆さんからよくわかるとほめていただけたところまでは至っていないんですけれども、努力はしております。

委員

これの中身がホームページに出ているわけですか。

事務局

調書の方ですね。説明資料の図面までとなると、ボリュームが多くて出せていないんですけれども。

委員

そういう話になったので、関連で。個別の案件から離れますけれども、この春から加わって強く感じるものが一点あります。説明資料をいただいているいろいろ考えるに当たって、今どきの財政状況の中で公共事業をやるのに比較的重視したいと思うのは、優先性なんです。そこに行政の姿勢みたいなものがある程度反映されるのかなと思って見ていたんですけれども、正直言って、各案件を見まして、優先性の説明が、必要性はわかりますが、ほかと比べてどうかというあたりが極めてわかりにくい。ほとんど優先性の説明になっていないんじゃないかと、すべてとは言いませんけれども、そういう感じを強く持ちました。

やっぱり優先性というからには、その頭に必要性や有効性やいろいろあって、ほかにもこういう必要性の高いところがあるけれども、それに比べてこちらがより必要性が高いと、そういう説明があって初めて優先度が高いということがわかると思うんです。しかし、そういう説明の仕方というのは見当たらなかったように思います。ですから、正直言って話半分のような感じで、これは要望というか、意見ということで聞いておいていただいたらいいかと思いますが、何か改良の余地があればご検討いただけたらと思います。

会長

優先性に関しましては、同じような事業の中ではつけられるんですね。ところが、例えば道路が先か、県営住宅が先かというのは、結局どこの部局でもつけられないわけです。それから、地元の要望が強いというか、例えば用地買収にしても非常に協力的なところが先になって、たとえ少しの人でも猛烈に反対しているというのがあったら後回し、そういう問題があります。ただ一点だけ、防災の問題は、これをやらないと堤防が切れますよとか、今度地震が来たらこの一角は全部つぶれますよというのは優先性が割に出るんですが、それ以外のものに実際問題として優先性はつけられない。例えば但馬の海岸の方と西播磨の山の何とかでは、どちらが先かと言われても、結局つけられないで

すね。そういう点もあることも含んでおかなければいけないなと思いますが、今後、調書をつくるに当たっては、優先性の問題は、もうちょっとなぜこれが一番先かというような……。もう一つ 県民局の中でも討議しておられるようですね。同じ阪神南の中でどれが一番先に手をつけるべきかという場合に、後ろに回されているものもあれば、割に早く飛び出してくるものもある。これが県全体にまとまってくると、余計わけがわからないようになってくる。

委員

ついでに、評価の問題で一つ思うのは、事業費の方はわかるんですけども、有効性とかを判断するのに、ランニングコストなりメンテの面の費用と事業とのかかわりが出てこないの、そのあたりがわかりにくいんです。そのときの事業にプラス、ランニングコストが非常にかかるのであれば、その効率性が結局損なわれるというか、そういう面もあると思うんですが、そのあたりの評価の仕方ですね。評価システムについて、B/Cと言われているところの出し方が全部わかっているわけではないのでということもあるんでしょうけれども、その辺が私にはわからないというか、評価の仕方をどうしたらいいのかと思う点なんです。

会長

一般的に言って、ランニングコストとかメンテの費用はこの中に入ってきておりません。イニシャルの投資だけです。それを入れてやったら高くつくやないかという気がしないことはないですけども。

委員

維持管理費は入っているのと違いますか。

事務局

例えば振古川、前の資料、河整 - 7 に建設省の治水経済調査マニュアルとございますが、その中に費用便益比の考え方として、費用は建設費プラス維持管理費と書いてあります。それを一応費用として持っております。例えば振古川でいいますと、これは50年間の維持管理費が現在価値化すると4,500万円ぐらいかかるという形で、維持管理費も当然含めた費用対効果を考えております。

委員

現在価値化というのをもうちょっと説明しておいていただいたらいいですね。

事務局

現在価値化というのは、50年たちますと今の1円が今のままではございませんので、例えば今評価しますと、どこかの基準を1としまして、そのとき割合として何%になるか、同じ100万円でも将来は97万円になっているとか、そういうことを現在の価値に戻した形でございます。

委員

さっきの優先性というのは本当に大切だと思うんですが、ここに上がってくる事業はどのようなものかということをもう一度説明していただければありがたいんですが、どういう手続きを経て上がってきているか。

事務局

委員には、今年度新しくお入りいただきましたので、非常にフレッシュな感覚で見えていただいているかと思えます。優先性については、行政の中でも、先ほど会長からも、部門別にはある程度の優先順位の考え方があって比較がなされているけれども、分野間では横断的な議論がしにくい、こういうお話をいただきましたが、まさしくそういう段階でございます。

今、我々の評価システムは、私はまだ確立しているとは考えていなくて、発展途上にあると考えておりますが、そんな中で、一番もともと優先性の議論をしますと非常に幅広くなりますので、先ほど来お話がございましたように、我々、県民参加、市民参加で、県民局ごとに社会基盤整備のプログラムをまとめております。これは、平成19年までの前期5ヵ年と、それ以降の平成24年までの後期5ヵ年、この期間内に、全体事業費が1億円以上の事業を対象に、どういう事業に取り組んでいくかという計画をまとめたものでございます。新たに着手するべきもの、それからその期間内に完成を目指すもの、そういった形で熟度別に整理をしまして、県民局ごとにまとめております。これにつきましては、道路も河川も、あるいは市街地の整備も含めてまとめております。事業の進め方につきましては、県民の方々も委員にお入りいただいて、優先性も含めて議論いただいております。県民局体制ができました平成13年度からそういう取り組みをしております。そのころから参画と協働をベースにして県政を推進しようという形で、社会基盤整備の分野では取り組みをしてきたわけでございます。

そういうプログラムができておりますので、そのプログラムに載っかっている事業をベースにしまして、その中でより急ぐものはどれかということで今ご説明させていただ

いていると。道路とか河川とか分野ごとに、プログラムに載っている事業すべてを評価の対象にしまして、その中でさらに優先性があるということで、今上げている事業を選び出して説明をさせていただいているところでございます。

それに加えて、もう少しわかりやすい説明をとということでございますが、どういう観点からの説明があればよりわかりやすいのか、そのあたりのアドバイスをいただければ、我々もできるだけわかっていただきやすいものに、やはり委員の方にわかりにくいということは県民の方にもわかりにくいということかと思いますので、またいろいろご指摘いただいて改善をしていきたい、このように思っております。

会長

ありがとうございました。今日は割に時間にゆとりがございまして、いろいろご意見をいただいて、ありがとうございました。

維持管理費が入っていないと言ったのは私のミスでして、河川だけではなくて、ほとんどの事業は、公園、道路でもちゃんと維持管理費が計算はされております。私の間違いでございました。おわびします。

ほかに。

委員

評価書を見ると、それぞれの事業に目的があって、直接的な目的に対してどういう事業の効果があらわれるかという評価をされているかと思えます。例えば環境の事業にしても、防災の事業にしても、防災の効果がどれくらいであるか、環境の効果がどれくらいあるか、それについてだけ記載いただいているようなんですが、やはりそれぞれの事業に付加価値というか、複数機能もあるように思うんです。

例えば最初の海岸事業についても、環境整備事業ということで環境の整備効果だけを評価書に記載していただいているのですが、実は砂浜は最大の海岸防災施設でもあります。同じ潜堤と砂浜整備の事業でも、海岸防災の事業ですと面的防護工法であるというような評価の仕方をされると思うので、B / Cを算定する際には付加価値の部分は入らないのかもしれませんが、複数機能のある事業はたくさんあると思いますし、それをどんどん書いておかれたらいいのではないかと思ったんです。書いて悪いことはないと思います。それは規則上できませんということであれば私の発言は撤回しますが、効果を奥ゆかしく評価されずに、実際にある効果をどんどん入れられてもいいのではないかと思います。

委員

私も、調書のところで省略されている部分が多いと思いますので、必要な部分につきましては少し強く。さきほど委員からも出ていましたように、最低基準に合わせるのではなく、望ましい水準で、例えば道路整備でもそうですし、記憶にあるところでいえば、三宮周辺の整備で建てる建物に関しても、長期にわたって使うものなので、一般には10という水準だけれども、ここは15でいくと。そういう意味では、事業費がふえるかもしれませんが。昨今、節約はもちろん大事ではありまして、むだなところにはかけていただきたくないんですが、長期に使用するものがほとんどですので、最低限での整備ではないということをやりたい必要のあるところは主張して、ぜひ出していただくのがいいということをおも申し上げておきたいと思います。よろしくをお願いします。

会長

調書の格好というか、内容がこれでいいかどうかということについても、機会があればご意見を伺って、ここはこのように直しておいた方がいい、ここはもうちょっと分量をとった方がいいというようなご意見がございましたら、また事務局の方へお寄せいただきたいと思います。

いろいろご意見を伺いましたが、ほかにございませんでしょうか。言い出したら切りがないかと思いますが、今日のところはよろしいでしょうか。

では、これからの進め方ですが、最初に申しましたように、今日ご欠席の委員もいらっしゃいますので、もう一度知事への回答文をつくり直しまして、できるだけ早くファクス等の方法で全委員にお送りします。そして、日を切って、それまでにお返事いただき、大きく直さなければならぬところがなければ私と事務局にお任せいただいて、もし大きく直さなければいけないという判断をしましたら、もう一回この会議を開くのは大変でございます、運営要綱に書面による採決が認められていますので、そのようにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

では、とりあえず事務局の方でこれに手を入れてもらいます。

ほかにないようでしたら、事務局にお返ししたいと思います。

事務局

先ほど宿題になっておりました街路事業の資料ですが、コピーできましたので、お配りさせていただきます。

それでは、今後の予定でございますが、今日いただきましたご意見をもとに修正させ

ていただきまして、ファクス等でご確認いただきたいと思います。スケジュールですが、今月中に整理をいたしまして、副知事へ審査結果を提出するのが12月に入ってしまうかと思いますが、議会等のスケジュールもございますので、日程等につきましては会長とも相談して決めさせていただきたいと思います。決まりましたら、各委員の方にもお知らせいたしますので、ご都合がつくようであればご出席をお願いしたいと思います。

連絡は以上でございます。

本日をもちまして、秋のシリーズの審査会は一応終了ということになります。終わりに当たりまして、県を代表して県土整備部長からごあいさつ申し上げます。

3 県土整備部長あいさつ

4 閉 会